

今治市近未来技術実証ワンストップセンター運営要綱

令和3年4月1日制定

今治市要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高度な産業技術である自動車の自動運転、ドローン及びA I ・ I o T等の実証実験（以下「実証実験」という。）を促進し、様々な分野における利活用の早期実現を図るため、実証実験を実施しようとする者に対し、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言、その他の援助を行う今治市近未来技術ワンストップセンター（以下「センター」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(支援対象)

第2条 支援の対象は、実証実験を希望する企業、大学、研究機関その他団体（以下「実施主体」という。）とする。

(支援内容)

第3条 センターが行う支援は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 実証実験に必要な手続に関する相談対応（関係機関への確認を含む。）

(2) 関係機関への情報提供、調整

ア 自動走行システムに関する公道実証実験に係る警察、道路管理者、四国運輸局との調整

イ 電波法に基づく特定実験試験局制度に係る告示案に関する四国総合通信局との調整

ウ その他、実証実験の実施に必要な情報提供、調整

(3) 実証実験の場となる道路・土地管理者及び施設管理者への情報提供、調整

(4) 実証実験の実施に係る地元関係者への周知、調整

(5) 地域限定型規制のサンドボックス制度に関する相談対応

(6) 国家戦略特区を活用した規制緩和に係る相談対応

(7) その他、実証実験の実施に必要な支援

(支援を受けるための手続)

第4条 第3条第1号から第6号（第2号アを除く。）までの支援を受けようとする実施主体は、近未来技術実証実験計画書（別記様式第1号）及び関係書類をセンターへ提出するものとする。

2 第3条第2号アの支援を受けようとする実施主体は、自動走行に係る公道実証実験計画書（別記様式第2号）及び関係書類をセンターへ提出するものとする。

3 センターは、第1項又は第2項の計画書の提出を受けた場合は、内容を確認し、関係機関との調整又は関係機関への情報提供を行うものとする。この場合において、センターは必要に応じて、実施主体に対して関係機関を集めた説明の場への出席、関係機関への同行又は関係機関との個別調整

を求めることができる。

- 4 センターは、実施主体から提出のあった計画書の内容を確認し、実証実験の効果が見込めないと判断される場合等、必要に応じて、実施主体に対して実証実験の内容の見直しや再検討を要請することができる。
- 5 センターは、第3項の規定による関係機関との調整結果について、当該実施主体に伝達するものとする。この場合において、センターは必要に応じて実証実験計画の内容の見直しや再検討を求めることができる。
- 6 実施主体は、実証実験の実施に当たり許可等の手続が必要となる場合は、関係機関に直接手続を行い、必要に応じて実施主体と関係機関等とで個別に調整を行うものとする。
- 7 センターは、実証実験の実施について地元関係者に周知するものとする。この場合において、必要に応じて実施主体の同行を求めることができる。
- 8 実施主体は、第3項から第7項の規定による関係機関及び地元関係者等との調整が終了した後に実証実験を実施するものとする。
- 9 実施主体は、実証実験の結果について報告書をセンターに提出するものとする。

(注意事項)

第5条 実施主体は、次の各号に掲げる事項に注意を払って実証実験を実施するものとする。

- (1) 実証実験に係る費用は、原則実施主体が負担すること。
- (2) 実証実験は関係機関等が多岐にわたるため、実証実験の実施までに時間を要する場合があること。
- (3) 実証実験の実施に当たって、実施主体は法令等を遵守すること。
- (4) 実証実験の実施に当たって、実施主体は、安全に十分配慮すること。万一、事故等が発生した場合、その責任は実施主体が負うものとする。
- (5) 実証実験の実施に当たって、実施主体は、賠償責任保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保するよう努めること。
- (6) 天災地変等により、実証実験の安全性の確保が困難であると判断される場合には、実証実験を中止すること。

(運営体制)

第6条 センターの事務局を今治市企画財政部市民が真ん中課に置く。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）今治市近未来技術実証
ワンストップセンター事務局

所在地
企業等団体名
代表者職氏名

近未来技術実証実験計画書

下記のとおり近未来技術実証実験を実施したいので、実証実験計画書を提出します。

記

- 1 目的
 - 2 実証実験概要
 - 3 実施期間（計画工程表を添付すること）
 - 4 実施場所（地図を添付すること）
 - 5 実証実験の実施方法（下記内容等を記載したものを添付すること）
 - （1）実証実験の方法
 - （2）使用機材等
 - （3）実施体制（運転操作者、責任者、安全確認など役割も記載すること）
 - （4）安全確保措置の内容等
 - （5）その他
 - 6 緊急時の連絡先（所属、氏名、携帯番号、メールアドレス）
 - 7 添付書類（上記記載以外）
 - （1）関係法令の規定に基づく許可証等の写し（取得済の場合）
 - （2）その他
- ※実証実験の実施後、必ず結果報告書（様式任意）をセンターまで提出すること

年 月 日

（宛先）今治市近未来技術実証
ワンストップセンター事務局

所在地
企業等団体名
代表者職氏名

自動走行に係る公道実証実験計画書

下記のとおり公道での実証実験を実施したいので、実証実験計画書を提出します。

記

- 1 目的
- 2 実証実験概要
- 3 実施期間（計画工程表を添付すること）
- 4 実施場所（地図、走行ルートを添付すること）
- 5 実施体制（運転者、責任者、安全確認など役割も記載すること）
- 6 実証実験で使用する車両（車両番号）
- 7 自動走行システムの機能概要
- 8 安全確保措置の内容等
- 9 緊急時の連絡先（所属、氏名、携帯番号、メールアドレス）
- 10 その他

※実証実験の実施後、必ず結果報告書（様式任意）をセンターまで提出すること